平成２４年（フ）第１２２号
大阪府大東市北条５丁目９番21号、前住所大阪府大東市北条３丁目４番11―210号
債務者　齊本　　巧
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００号
川崎市多摩区南生田４丁目10番16号　アゼリア南生田101
債務者　土生　時彦
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０５号
川崎市宮前区宮前平１―６―14　ハーバー宮前、住民票上の住所東京都文京区千石２丁目20番１―101号
債務者　重信　和行
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０６号
川崎市中原区木月４丁目14番５号　木月グループホーム、前住所川崎市川崎区渡田４丁目８番４号
債務者　高橋　宏幸
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０８号
川崎市麻生区高石２丁目８番12号　アゼリアパレス202
債務者　稲垣　陽子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２１号
川崎市高津区下野毛２丁目８番１―405号　下野毛久保住宅
債務者　仲内ふみ子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８３５号
川崎市高津区子母口375番地　コーポタニ305
債務者　鐘ケ江麻里（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８３９号
川崎市川崎区大島１丁目15番16号　リシェ大島104
債務者　杉林　秀樹
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４０号
川崎市宮前区菅生ケ丘38番30号
債務者　浅居眞由美（旧姓守池）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第６０００号
東京都墨田区太平２丁目10―11―904
破産者　金井昌弘こと　金　　昌弘
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６１号
山形県南陽市砂塚2268番地の２
破産者　飯澤　正子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第５７号
富山県高岡市東藤平蔵806番地
破産者　島　聡一郎
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９８号
富山県高岡市下関町５番10―101　駅前マンション
破産者　島田　儀一
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３７９８号
札幌市北区屯田６条１丁目２番８号
破産者　荒滝　清志
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２８号
札幌市白石区本郷通１丁目南４番22―101号、開始決定時の住所札幌市厚別区大谷地東７丁目２番２―706号
破産者　久保　英人
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部